小瀬スポーツ公園・富士北麓公園・境川自転車競技場

植栽等管理業務入札説明書

公益財団法人山梨県スポーツ協会(以下「本協会」という。)が発注する小瀬スポーツ 公園他の植栽管理業務に係わる一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、 この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日 令和5年2月24日(金)
- 2 一般競争入札に付する事項
- (1)業務名 小瀬スポーツ公園・富士北麓公園・境川自転車競技場植栽等管理業務
- (2) 委託場所・小瀬スポーツ公園 甲府市小瀬町840
 - ・富士北麓公園 富士吉田市上吉田5000
 - · 境川自転車競技場 笛吹市境川町藤垈字八乙女3460
- (3)履行期間 令和5年4月1日~令和9年3月31日(4カ年間)
- (4) 工区名 1 小瀬スポーツ公園スポーツ施設工区
 - 2 小瀬スポーツ公園東区域・南区域工区
 - 3 小瀬スポーツ公園西区域・境川自転車競技場工区
 - 4 富士北麓公園スポーツ施設工区
- (5)業務内容 植栽等の年間管理

本協会が支払う委託料に含まれる業務

(別添標準年間業務量数値表、一般仕様書を参照のこと。)

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始または民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 共同企業体での参加も可能とする。 (ただし3社以内)
- (5) 山梨県内に本店を有していること。 (共同企業体の場合、全ての社がこの条件を満たすこと。)
- (6) 山梨県公共事業ポータルサイトに登録の主業種が「造園」であること又は山 梨県物品等入札参加資格者名簿の登録業種希望順位1番が「植栽管理」であること。

(共同企業体の場合、全ての社がこの条件を満たすこと。)

- (7) 一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。 (共同企業体の場合、1社以上がこの条件を満たすこと。)
- (8) 1工区及び4工区への参加は、直近の経営事項審査における造園工事業の客観点数が700点以上の社で、かつ平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に、元請けとして6,000 m以上の天然芝生グラウンド及びマウンドが敷設された野球グラウンドの維持管理業務契約を結び、ほぼ1年間継続して当該業務契約を履行した実績を有すること。

(共同企業体の場合、1社以上がこの条件を満たすこと。)

(9) 2工区及び3工区への参加は、直近の経営事項審査における造園工事業の客観点数が700点以上の社で、かつ平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に元請けとしてほぼ1年間継続して、最終契約額1,000万円以上の樹木及び緑地管理を含む公園等の管理業務契約を結び、当該業務契約を履行した実績を有すること

(共同企業体の場合、1社以上がこの条件を満たすこと。)

(11) 各工区に重複しての入札は認めない。

4 入札説明会

- (1) 実施日時 令和5年3月13日(月)午後1時30分~
- (2) 実施場所 小瀬スポーツ公園野球場会議室(甲府市小瀬町840)
- (3) 質疑応答 募集に関する質問については当日受け付けるものとし、即答できない 事項を含め後日ホームページに掲載します。
- (4) その他 入札説明書、標準年間業務量数値表、一般仕様書を持参すること。 入札説明会への参加者は、1社2名までとする。

5 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、別紙様式1の 入札参加資格確認書(以下「申請書」という。)を提出し、資格の確認を受けなければ ならない。

共同企業体での応募の場合は、代表となる社が取りまとめのうえ提出すること。

(1) 申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和5年3月20日(月) 午後3時

イ 提出場所 公益財団法人山梨県スポーツ協会 施設課

(山梨県甲府市小瀬町840)

ウ 申請書の提出は、持参によるものとする。

(2) 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、提出された申請書類は返却しない。

ア 入札参加資格確認申請書(様式1)

(以下様式1の添付書類として)

- イ 山梨県出納局による入札参加資格登録に係わる通知の写し
- ウ 3 (4) に示す形態で参加する場合(様式2)
- エ 会社組織人員一覧表(様式3) (業務執行に関わる者の資格等を記載)
- オ 3 (8) (9) (10) に示す期間の植栽等管理の実績(様式4)及び条件を満たす業務の最終契約額を確認できる書類(契約書の写し等、契約の相手先及び業務の内容・規模が明らかになるもの。)

ただし、本協会との間において契約実績がある場合は、書類の添付を省略して 差し支えない。

カ 誓約書(様式5)

※役員名簿を添付すること。 (様式自由)

- キ 役務の履行等申立書(様式6)
- (3) 入札参加資格結果の結果通知は郵便により通知する。
- (4) その他
 - ア 提出された書類は、当方において公表、又は無断で使用することはしない。
 - イ 返信用封筒を申請書類と併せて提出すること。(定型封筒に25g分の郵便切手を貼付し返信先を担当部署、担当者まで記載すること。)
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和5年3月25日(土) 午前10時
- (2)場 所 小瀬スポーツ公園 管理事務所会議室
- (3) その他
 - ア 入札執行に当たっては、入札説明書、仕様書及び委託費内訳書(入札金額の積 算根拠を示すもので、作業ごとの作業員数、単価及び資材費並びに管理費が明 らかなもの。この際、単に「1式」とせず、歩掛及び単価を明示すること。) を持参すること。
 - イ 3 工区(小瀬スポーツ公園西区域・境川自転車競技場工区)への入札は、 本協会の予算区分が違うことから、小瀬スポーツ公園西区域及び境川自転車競 技場それぞれを別々に積算し合計額で入札すること。

7 入札方法等

- (1) 電報及び郵送による入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を 切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に わる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の10 に相当する金額を入札書に記載すること。この場合の金額は、応募する工区の4 カ年を対象に積算すること。
- (3) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の 範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を実施する。
- (4) 入札の回数は2回を限度とし、落札者がないときは最低入札価格者と協議する。

(5) 入札者は、代表権のある者を証する印又は入札に関する権限を委任することを証する委任状(受任者の印影のあるもの)及び受任者の印を持参すること。

なお、入札会場に入室できる者は、1社(共同企業体の場合は代表社)1名限りと し、運転免許証その他本人を確認できる書類を持参すること。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が 開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を 行う。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 本件に係る入札項目に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3)入札心得等、入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号、以下「規則」という。) 第129条各号のいずれかに該当する入札

10 落札者の決定方法等

仕様書等に示した役務を履行できると契約担当者が認めた入札であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 入札保証金

納付。ただし、規則第108条の2に該当する場合は免除する。

12 契約保証金

納付。ただし、規則第109条の2に該当する場合は免除する。

13 契約書作成の要否

要

14 契約の締結

落札した者は、入札日の翌日から起算して5日以内に本協会との間で契約を締結する ものとする。 15 前金払いの有無 なし

16 業務委託料の支払い

業務委託料は、4カ年の委託料とする。

支払いは、精算払いとし、中途で7回の部分払いができるものとする。部分払いの時期は、概ね令和5年11月、令和6年4月、11月、令和7年4月、11月、令和8年4月、11月とする。

17 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「3 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また。この場合において、本協会は 損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2)業務の継続が困難となった場合の措置
 - ① 受託者の責めに帰すべき事由による場合 業務の継続が困難になった場合は、本協会は契約を取消すことができるものとする。その場合は、本協会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。 また、次期契約者が円滑かつ支障なく、本業務の遂行ができるよう、引継を行う
 - ものとする。 ② 当事者の責めに帰することができない理由による場合

不可抗力等、本協会及び受託者双方の責めに帰することのできない理由により、 業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について双方で協議するものとす る。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することに より契約を解除できるものとする。

- (3) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 連絡先は、次のとおり。

公益財団法人山梨県スポーツ協会 施設課

〒400-0836 甲府市小瀬町840 電話055-243-3148